

## 令和4年度 伊平屋村観光振興計画策定業務 仕様書

### 1 業務名

伊平屋村観光振興計画策定業務

### 2 業務概要

平成25年度に「伊平屋村観光振興総合計画」を策定し、観光振興に取り組んできた。この計画が令和3年度で終了となっていることから、今後の伊平屋村の観光振興の指針となる次の計画、「（仮称）第4次伊平屋村観光振興計画」を策定する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

### 4 業務内容

次に掲げる業務を実施すること。

#### （1）前計画「伊平屋村観光振興総合計画」の検証

「伊平屋村観光振興総合計画」（期間：平成26年～令和3年度）の達成状況及び効果等の検証を行う。

#### （2）基礎調査

「（仮称）第4次伊平屋村観光振興計画」の策定に係る基礎調査等を行う。

①本村の観光の現状を把握するため、村内主要観光施設、観光事業者及び村民並びに観光客に対しアンケート調査やヒアリング等を実施すること。なお、配布から回収までを委託業務に含めることとし、調査手法については効率的な方法を提案すること。

②国や県、村内関係機関より、入域観光客数、宿泊実態等の観光関連データを収集・分析すること。

③国や県の関連計画等を把握し、本村の観光振興の方向性、位置づけ等を整理すること。特に、沖縄県の沖縄振興計画、観光振興基本計画の動向については十分に把握すること。

#### （3）基本計画の作成

上記（1）（2）を踏まえ、基本計画の作成を行う。基本計画の作成は、目指すべき方向性や具体的施策を示し、各分野で柱となる主要な項目については、協議のうえ数値目標等を設定する。また、計画終了時に本村のあるべき姿を提示し、基本計画の実現に向けた効果的な事業提案を行うこと。

#### （4）委員会等運営支援

計画の策定に係る策定委員会、作業部会へ出席し、会議資料作成、議事録の作成等運営支援を行うこと。なお、委員の報酬等は本業務委託費には含まないもの

とする。

※回数については、下記を予定しているが、進捗状況により増減がある。

- ・策定委員会（４回）、作業部会（４回）

#### （５）進行管理

本業務が円滑に実施されるよう、効率的なスケジュールの提案、業務の進捗状況や業務内容について適宜担当課と打ち合わせ協議を行い、確認事項について記録を作成し、報告すること。

### ５ 成果品

当該業務の成果品として以下のものを提出すること。

- （１）計画書 60部（A４版、表紙フルカラー、本文一部カラー、100頁以内）
- （２）概要版 180部（A４版、表紙フルカラー、本文一部カラー、15頁以内）
- （３）上記電子データ一式（CD又はDVD）

### ６ その他

- （１）本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。
- （２）本業務の成果物に係る著作権及び所有権は、伊平屋村に帰属するものとする。  
ただし、当委託業務で得られた成果物において、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- （３）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ伊平屋村と協議のうえ処理するものとする。